長野県屋外広告物条例の規定に基づく規制地域の変更について

都市・まちづくり課

1 変更の理由及び内容

茅野市北山で一般国道 152 号湯川バイパスが令和 5 年 3 月 19 日に開通した。調和のとれた屋外広告物の誘導を行い、景観育成を進めるため、屋外広告物条例施行規則の一部を改正し規制地域の指定を行う。

また、禁止地域として現在指定されている部分のうち、旧道に該当する部分については指定 を解除する。

接	売 す る 道 路 等	範囲
種類及び名称	区間	
一般国道 152 号	湯川バイパスに係る区間	両側各 300 メートル以内
(新規指定)	(一般国道 152 号線との交差点から茅野市道	
	2級 35 号線との交差点まで)	
一般国道 152 号	本道(旧道)に係る区間	両側各 300 メートル以内
(解除)	(湯川バイパスとの交差点から茅野市北山	
	1074番の5地先まで)	

2 区域指定の方針

当該路線は白樺湖へと続く良好な山岳景観・田園景観を望むことが可能な路線であり、「景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路」に該当すると判断した。

対象路線は、禁止地域として指定されている一般国道 152 号線の延伸区間であり、現在の規制内容と整合を図るため、両側 300mの禁止地域として指定する。

長野県策定による「屋外広告物条例による規制地域指定のガイドライン(抜粋)」

(1) 指定方針(第2)

次のいずれかに該当する道路等及びこれらに接続する地域について、検討のうえ指定

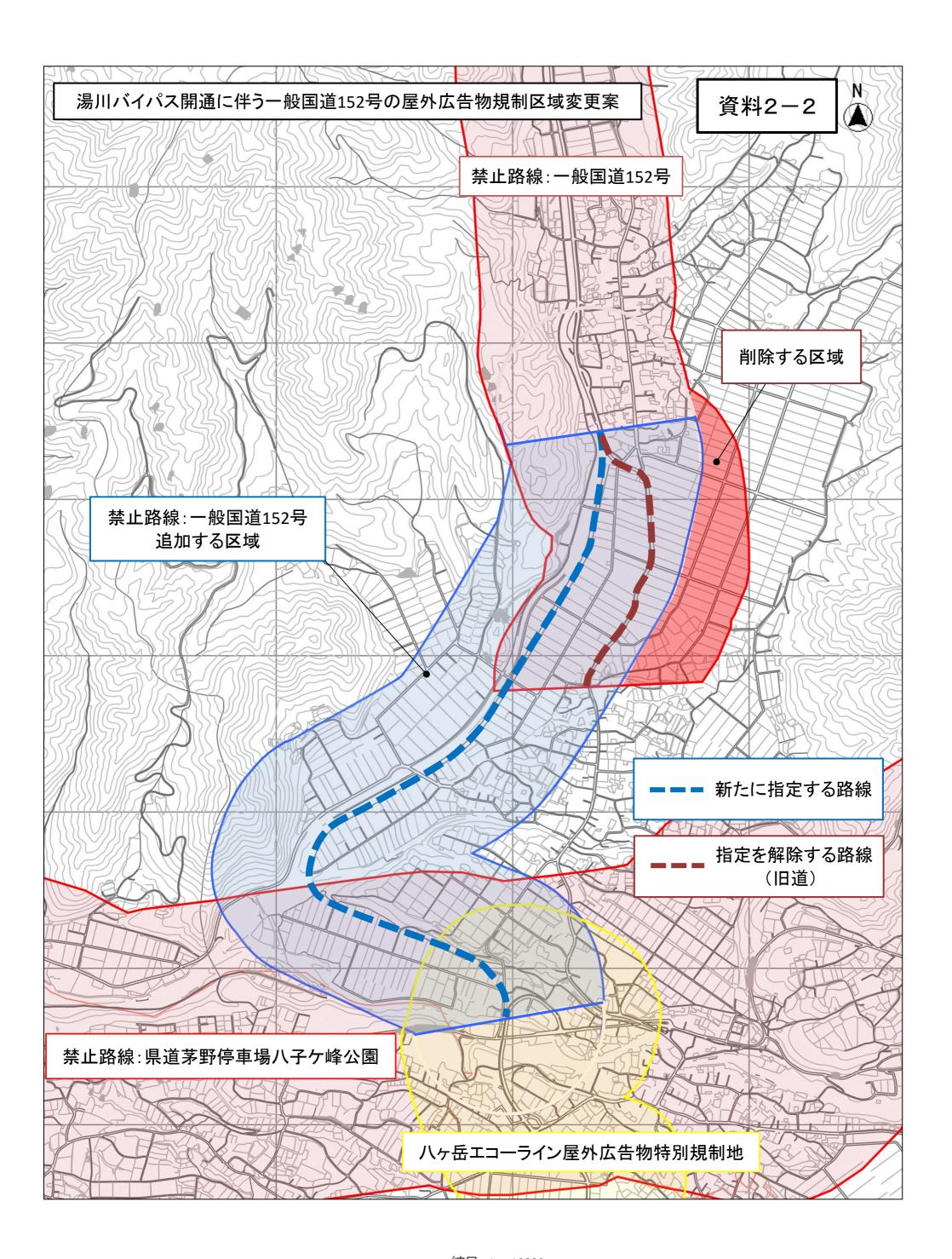
- 高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道
- 景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路
- 既に規制地域として指定されている道路等の延伸区間

3 指定区域図

資料2-2のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日



長野県屋外広告物条例の規定に基づく規制地域の変更について

長野県 建設部 都市・まちづくり課 第59回 長野県景観審議会

屋外広告物規制(物的規制と地域規制)

長野県の区域

(県条例の適用範囲内)

※ただし、長野市、松本市、飯田市、諏訪市、須 坂市、伊那市、駒ケ根市、安曇野市、飯島町及び 小布施町の区域は除く

地域規制

禁止地域

- ・道路等展望地域
- ・住居専用地域
- ・風致地区 など

許可地域

- ・道路等展望地域
- ・駅前広場など

特別規制地域

- ※地域の特性に合わせた独自の規制
- ・軽井沢町、白馬村など

物的規制

(全域に及ぶ)

1. 表示禁止物件

橋、道路上のさく、信号機、 よう壁、カーブミラー などへの設置を禁止

- 2. 禁止屋外広告物
 - ・地色彩度15以上を使用
 - ・蛍光塗料を使用 などの広告物を禁止

禁止地域

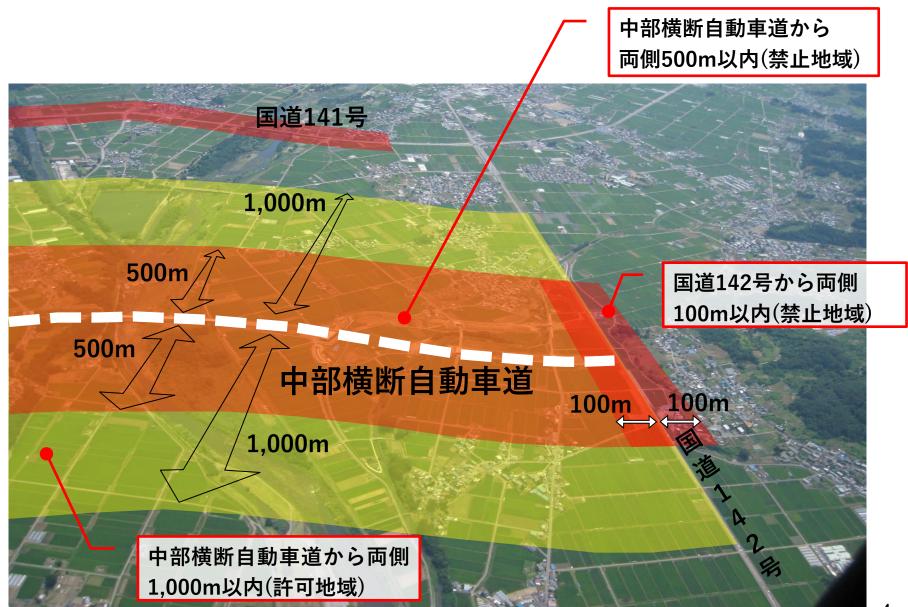
原則として屋外広告物を表示・設置してはならない地域

- ①都市計画法に定められた
 - ・住居専用地域 (第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層)
 - ・風致地区のうち知事が定める地域
- ②道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一定の地域

◆適用除外

- ・選挙運動のために表示・設置するもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの
- ・表示面積の合計10㎡以下の自己用広告物
- ・著名な地点又は公共的な施設への案内のための広告物で、 市町村長の許可を受けたもの など

屋外広告物条例による地域規制の例



規制地域指定のガイドライン(長野県)

道路等に接続する禁止地域・許可地域の指定等の基準

■指定方針

- 高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道
- ・<u>景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、</u> 又はこれらを展望できる道路
- ・既に規制地域として指定されている道路等の延伸区間
 - ※ 指定路線から視認できない広告物を除く

■規制地域の範囲及び種類

- ・当該地域の地理的、景観上の特性
- ・当該地域に係る土地利用規制との整合性
- ・当該地域の将来的な経済活動と良好な景観育成とのバランス
- ・地域指定により違反広告物となる物件の数及び猶予期間中の適正化の見通し
- ・地元住民及び市町村による当該地域における景観育成のための活動の状況 を考慮の上検討

一般国道152号 湯川バイパス

【概要】

観光シーズンを中心とした渋滞解消や交通安全確保を目的に新設。 幅員が狭く集落内を走っていた旧道を迂回する。延長約2.6km



屋外広告物 禁止地域 変更案

■指定の区間および範囲

区間:新たに供用開始された区間

範囲:両側各300m以内

■現地の屋外広告物設置状況

禁止予定地域内には、既存の屋外広告物はないことを確認済み (禁止地域指定後に既存不適格となる屋外広告物なし)

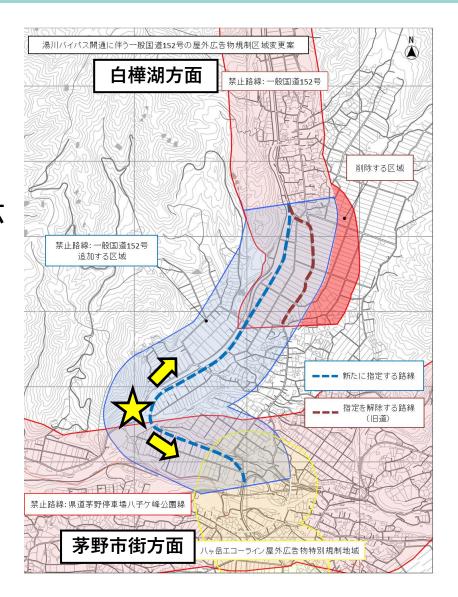
■指定を解除する区間

区間:一般国道152号と湯川バイパス

の合流地点から茅野市北山

1074番の5地先まで

☆:現地写真撮影場所



規制地域の現況



規制地域の現況



地元周知及び県民意見公募手続

■地元周知の実施状況

令和5年11月から実施

茅野市 ○対象地区(湯川区)区長への説明、住民に回覧

■県民意見公募手続の実施状況

閲覧方法 長野県ホームページ、県庁都市・まちづくり課、

茅野市役所 他

寄せられた意見なし

関係町村の意見

屋外広告物条例により、規制地域の指定をしようとするときは、 あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない (屋外広告物条例第4条第2項、第8条第3項)

■意見照会

令和5年12月6日付け

■関係市町村の意見

茅野市

令和6年1月10日回答 意見なし

既存不適格となる広告物

既存不適格広告物は指定後3年までは猶予期間として掲出が可能 (屋外広告物条例第5条)

茅野市

なし

0件